

### 3月臨時教育委員会（第2回）会議録

- 1 開催日 令和5年3月27日（月）
- 2 開催場所 加古川市役所 南館301 会議室
- 3 出席した委員 小南教育長、溝口委員、播委員、坂元委員、土屋委員
- 4 出席した職員 織田教育総務部長、桐山教育指導部長、  
稲岡教育総務部次長、杉本教育指導部次長、  
福島教育指導部公民館統括担当参事、  
松尾教育指導部学校教育担当参事、  
今津教育指導部青少年育成担当参事、  
岸田教育総務課長、松尾学務課長、梅野社会教育課長、  
真鍋学校教育課長、中川教育総務課副課長、  
岡本教育総務課管理調整係
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
  - 開 会 午後1時30分
  - 会議録署名委員指名のこと  
土屋委員に決定
  - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと  
(事務局から会議録朗読報告)  
承 認
  - 会議公開の可否決定のこと  
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：幼稚園の業務の一部がこども部に移管されることによって、幼稚園、保育園、こども園での教育はどのようなになるのか。

事務局：平成28年度に幼稚園、保育園、こども園における統一の教育カリキュラムを作成している。現在、幼稚園では令和5年度に向けて小学校への接続に関するアプローチカリキュラムを保育園、こども園の意見も聞きながら作成しており、完成後、保育園やこども園に周知する予定である。

2 加古川市個人情報保護法施行細則の制定について  
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：具体的な変更内容を教えてもらいたい。

事務局：個人情報について、国や地方公共団体、民間事業者ごとに個人情報保護法や個人情報保護条例等複数の法制度が存在していたが、令和5年度に個人情報保護法が改正されることに伴い、加古川市では個人情報保護条例に基づき取り扱ってきた個人情報を個人情報保護法施行条例に基づき取り扱うことになるものである。

3 加古川市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について  
(教育指導部参事から説明)

原案可決

教育長：学校統括安全衛生委員会における産業医を1人から2人に増員した理由を確認したい。

事務局：現在、1人の産業医が8校の職場巡視を行っているが、負担が大きいことから負担軽減のため、増員するものである。

委員：産業医の職場巡視は、具体的にどのような点を点検しているのか教えてもらいたい。

事務局：産業医が各学校を巡視し、職員室や特別教室の室温や照度、換気等の状況、昇降機等の機械、裁断機等の備品を点検の上、職員が安全に勤務できるように指導助言をいただいている。

4 加古川市学校給食に従事する職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：学校給食に従事する職員の配置基準を変更する理由を教えてください。

事務局：300人以下の給食人員の場合の職員数を2人から3人に変更することで職員1人あたりの給食人員を減らし、多様化する衛生管理対策やアレルギー対応への職員の負担を軽減することを目的としている。

5 令和5年度加古川市いじめ防止対策計画の策定について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

6 加古川市社会教育推進員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員：委嘱の状況について教えてください。

事務局：令和4年度は、定員390人のところ380人に委嘱している。新型コロナウイルス感染症により活動が縮小されていたことや高齢化等によるなり手不足から、一部欠員が生じている。

委員：社会教育推進員が負担に感じ、なり手確保の妨げとなっていることはないか。

事務局：人と人をつなぎ、地域の活性化につながるような活動を支援いただきたいとお願いしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により人が集まりづらく活動がしにくいとの声をいただいている。今後、5月に開催する全体の研修会や公民館単位の意見交換会などを通じて、

他の地域の活動事例等を紹介し、活動を支援していきたい。

7 加古川市少年補導委員の解嘱及び委嘱について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

教 育 長 : 野口南地区及び神野地区における後任者の委嘱予定について確認したい。

事 務 局 : 今後、連合町内会を通じて後任の推薦を依頼する予定である。

○ 閉 会 午後2時20分